

建設候補地の一次選定方法について(案)

1 一次選定における調査対象区域の抽出基準

一次選定では、3つの視点からそれぞれ候補地を抽出します。

- ①人口重心(除外区域を除いた上で、人口重心から3km以内の調査対象区域を抽出)
- ②災害対策(除外区域+ハザードを除いた上で、人口重心から3km超10km以内の調査対象区域を抽出)
- ③既存用地活用(除外区域を除いた上で、既存施設用地、市有地及び工業地域を含むエリアから評価対象区域を設定)

候補地抽出の対象外とするエリアとして、焼却施設、資源化施設それぞれで、建設除外エリアを設定します。建設除外エリアの設定は「除外区域」、「ハザード」、「適地条件」の3つの項目で行います。

「除外区域」の設定は、自治体の規程を参考に行います。廃棄物処理施設の立地に関する基準としては、群馬県の規程として、「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程に係る廃棄物処理施設等の立地等に関する基準(以下、「県規程」という。))」、前橋市の規程として、「前橋市廃棄物処理施設の前協議等に関する規程(以下、「前橋市規程」という。))」があります。県規程と前橋市規程では対象としている範囲が異なるため、項目ごとに対象範囲が広い規定を採用します。なお、除外区域が4市1町全域に掛かる項目は採用しないこととします。

「ハザード」の設定は、②災害対策の3km超10km以内の区域で、洪水浸水想定区域や液状化危険度等建設用地の安全性確保において避けるべき条件とします。

①人口重心の除外区域を除いた範囲、②災害対策の除外区域+ハザードを除いた範囲が広い場合、より適した候補地を抽出するために、「適地条件」を設定します。

①人口重心では、「除外区域」及び「適地条件」、②災害対策では、「除外区域」、「ハザード」及び「適地条件」に該当するエリアを建設除外エリアとし、建設除外エリアを除いた範囲から約2ha以上の土地を候補地として抽出します。

③既存用地活用では、既存施設用地、市有地、工業地域から候補地を抽出します。

「除外区域」に該当するエリアを建設除外エリアとしますが、県規程を参考に、既存施設用地、工業地域では「除外区域」に関わらず、活用の可能性がある土地を候補地として抽出します。なお、既存施設用地の敷地の拡張を伴う場合には、該当する除外区域の項目により建設可能性の可否を判断します。市有地での候補地抽出は、「除外区域」を除いた範囲で、約2ha以上の土地を候補地として抽出します。

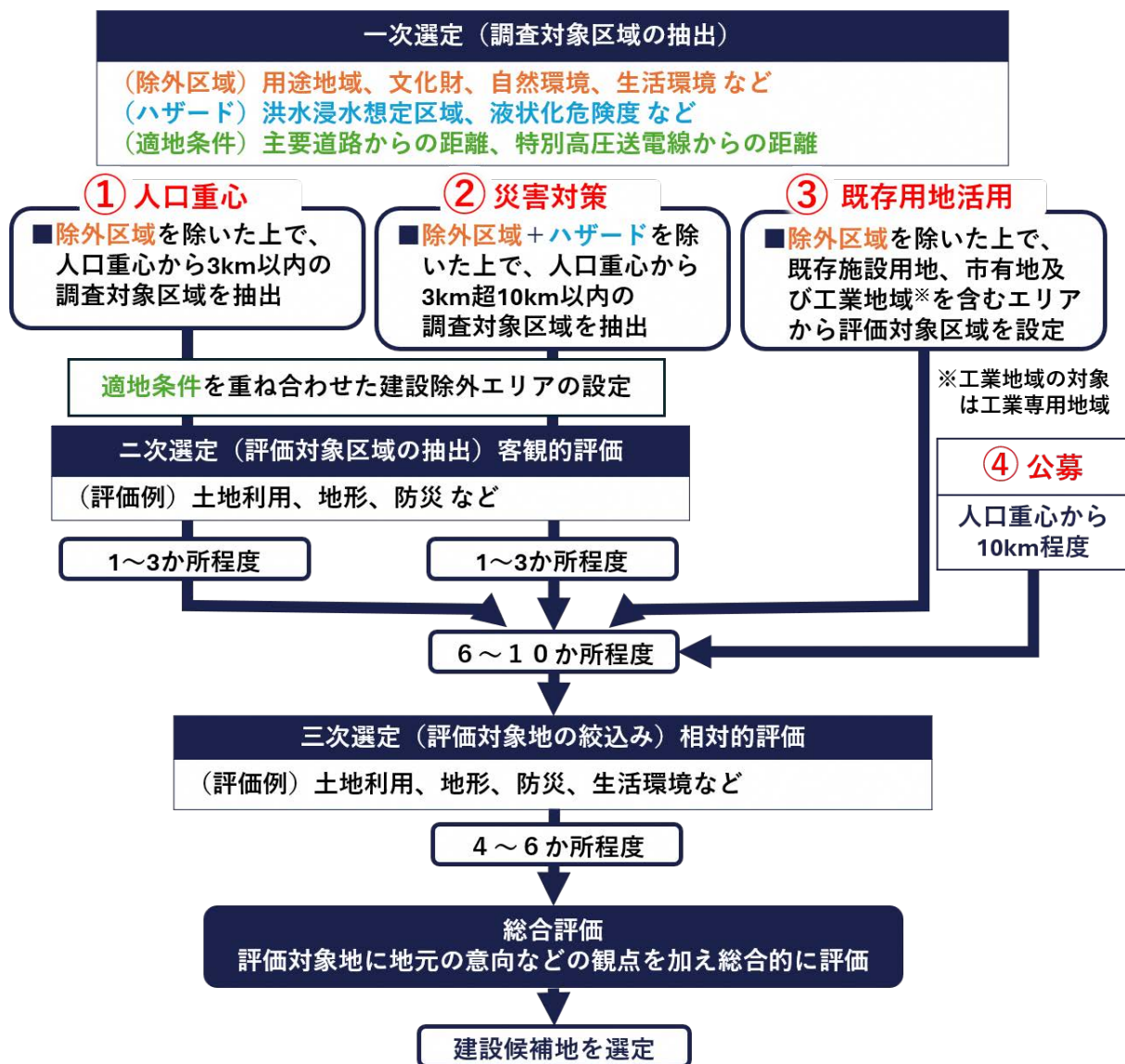


図 1 : 建設候補地選定フロー (案)

2 除外区域の設定

県規程、前橋市規程を踏まえ、除外区域とする項目を表1に示します。

表1：除外区域

No	分類	項目	選定理由、関係法令等	備考
1	用途地域	・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域	住居の用途における都市機能を維持増進し、住居の環境を保護する都市計画への整合性を重視し、除外区域とする。 (都市計画法)	
2	文化財	重要文化財 史跡名勝天然記念物 登録記念物 伝統的建造物群保存地区	重要文化財等の保護に影響を及ぼすおそれがある地域のため、除外区域とする。 (文化財保護法)	
3		埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財の保護に影響を及ぼすおそれがある地域のため、除外区域とする。 (文化財保護法)	
4	自然環境	国立公園 国定公園 県立公園	優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図り、生物多様性の確保に寄与するため、除外区域とする。 (自然公園法)	対象なし
5		風致地区	都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観の保全を図るため風致の維持が必要な区域であるため、除外区域とする。 (都市計画法)	対象なし
6		原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 県自然環境保全地域 緑地環境保全地域	自然環境の保全や生物の多様性の確保のため、除外区域とする。 (自然環境保全法、群馬県自然環境保全条例)	対象なし
7		特別緑地保全地区	自然環境の保全や生物の多様性の確保のため、除外区域とする。 (都市緑地法)	
8		絶滅野生動植物の生息地等保護区	絶滅野生動植物の保護及びその生息地等の保護を図るため、除外区域とする。 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)	対象なし

No	分類	項目	選定理由、関係法令等	備考
9		鳥獣保護区	鳥獣の保護及びその生息地等の保護を図るため、除外区域とする。 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	対象なし
10		景観地区	良好な景観の形成を促進するため、除外区域とする。 (景観法)	対象なし
11	生活環境	文化施設等 ・学校 ・病院 ・診療所 ・図書館 ・社会福祉施設 など	収集運搬車両による事故のリスク、渋滞など地域の経済活動へ配慮し、多くの人が利用する文化施設等(文化、教育、福祉、病院、保健施設)周辺の通行を避けることが望ましい。生活環境への影響を考慮し、文化施設等から100 m以内の地域を除外区域とする。 ※文化施設等とは、県規程第4、第5及び市規程第5条(1)に掲げるものをいう。	
12	自然災害	砂防指定地 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	安全性確保において避けるべき地域のため、除外区域とする。 (砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	
13		保安林 保安林予定森林 保安施設地区 保安施設地区予定地区	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等の森林機能の保全を重視し、除外区域とする。 (森林法)	
14		土砂災害特別警戒区域 ・土石流 ・急傾斜地の崩壊 ・地すべり	安全性確保において避けるべき地域のため、除外区域とする。 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	

3 ハザードの設定

3km 超 10km 以内の調査対象区域は除外区域に加えて、洪水浸水想定区域や液状化危険度等建設用地の安全性確保において避けるべきハザードによる絞込みを行います。ハザードとする項目を表 2 に示します。

表 2：ハザード

No	分類	項目	選定理由、関係法令等	備考
1	ハザード	洪水浸水想定区域	安全性確保において避けるべき地域である。ただし、浸水高さ0.5m未満の地域は対策実施により影響が少ないと考えられるため除外する。 (水防法)	0.5 m 未満を除く
2		液状化危険度	安全性確保において避けるべき地域である。ただし、液状化危険度が「きわめて低い」、「低い」の地域は対策実施により影響が少ないと考えられるため除外する。	低い、きわめて低いを除く
3		活断層	安全性確保において避けるべき地域である。	

4 適地条件の設定

除外区域＋ハザードを除いた範囲が広いため、適地条件による候補地の絞込みを行います。適地条件として、生活環境や経済性により除外範囲を設定します。なお、No. 2 で設定している「特別高圧送電線からの距離」は焼却施設のみに必要な条件であることから、焼却施設の候補地のみに適用します。

表 3：適地条件

No	分類	項目	選定理由、関係法令等	備考
1	生活環境	主要道路(国道、県道)からの距離 (300m以上)	収集運搬車両による事故のリスク、渋滞など地域の経済活動へ配慮し生活道路の利用を避け、主要道路(国道、県道)を通行することが望ましい。生活環境への影響を考慮し、主要道路から300 m以上離れた地域を除外範囲とする。	
2	経済性	特別高圧送電線からの距離 (1,000m以上)	廃棄物発電による余剰電力を売電するためには特別高圧送電線への接続が必要となる。接続には多大な費用を要することから、経済性を考慮し、送電線から1,000m以上離れた地域を除外範囲とする。	焼却施設のみ